

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程（令和2年旭医大達第37号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左表（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第3条（略） （組織）</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教育担当の副学長 (2) 教育センターの専任教員 (3) <u>地域共生医育統合センター長</u> (4) 事務局長 (5) 事務局次長（総務・教務担当） (6) その他必要な職員</p> <p>2 前項第6号の委員は、部会長の推薦に基づき、学長が委嘱する。</p> <p>第5条～第9条（略）</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和3年9月14日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条（略） （組織）</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教育担当の副学長 (2) 教育センターの専任教員 (3) <u>地域共生医育統合センターの専任教員</u> (4) 事務局長 (5) 事務局次長（総務・教務担当） (6) その他必要な職員</p> <p>2 前項第6号の委員は、部会長の推薦に基づき、学長が委嘱する。</p> <p>第5条～第9条（略）</p>

【改正理由】

組織の構成員を見直したことから、所要の改正を行うものである。